

北海道天塩高等学校 生徒心得

第1章 生徒心得

この心得は、北海道天塩高等学校生徒が自覚と誇りを持ってよりよい学校生活を送るための規則を明らかにしたものである。この生徒心得は基本事項として常に心がけるものであり、この他に教員が必要と判断したことは、適宜、指導するものとする。

1 学校生活

- (1) 生徒同士、教職員や外来者の方への挨拶をする。
- (2) 登下校はもちろん日常生活においても交通のモラルを遵守する。
- (3) 公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけたり不愉快な思いをさせたりすることがないようにする。
- (4) 授業に必要な物は学校に持ち込まない。
- (5) 必要のない金銭は所持せず、生徒相互の貸借は慎む。
- (6) 校舎内外の美化に努め、ゴミなどは進んで分別・処理する。
- (7) 交際は他の人に誤解されないよう健全なものとする。
- (8) 登校後は、無断で校地外に出ない。
- (9) 遊興享楽を目的とする場所（飲食店・パチンコ店等）への出入りは、しない。
- (10) 保護者等に無断での外泊はしない。
- (11) 所持品は、各自責任を持って管理する。
- (12) 所持品の紛失または拾得の場合は、ただちに届け出る。
- (13) 下校の際は、原則として自分の所持品を持ち帰る。
- (14) 身分証明書は、常に携行する。
- (15) 誤って施設や校具を破損した場合は、ただちに教員に申し出る。
- (16) 指定された場所以外での飲食はしない。
- (17) 16：40以降も学校に残る生徒は、許可を得て教員の指導のもと活動する。
- (18) 外出は、21時までを原則とする。

2 学習について

- (1) 授業が始まる前に、授業と関係ない物は片付ける。
- (2) 授業の始まりと終わりに挨拶をする。
- (3) 授業中の授業に関係のないスマートフォンの使用は禁止する。サイレントモードにするか電源を切る。
- (4) 試験については、別に定める定期考査受験心得による。

3 身だしなみ

- (1) 頭髮のパーマ及びそれに近いウェーブ、脱色、染色、極端なツブブロック、モヒカンなどの華美な加工はしない。
- (2) 男子は前髪が目にかからない。襟、耳に髪がかからない。
- (3) 女子は前髪が目にかからない（長い場合は髪留めを使用してよい）。
- (4) 化粧、マニキュア等はしない。
- (5) イヤリング、ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品は身につけない。

(6) 爪は短く清潔にする。

4 服装及び靴

(1) 制服は、本校所定のものを着用し、高校生としての品位を失わないように努める。

(2) 場面に応じて次の着こなしをする。

①正装（入学式、卒業式など儀式や学校が指定する日）

- ・ブレザー、ワイシャツ又はブラウス、ネクタイ又はリボン、スラックス又はスカート、スカート、靴下を着用する。スカートを着用の場合はベストを着用し、裾は膝にかかるように着用する。

②平常時（通常の授業実施日）

- ・正装を基本とする。
- ・ブレザーの下にセーター又はカーディガンを着用することができる。色は黒、ネイビー、グレー、ベージュとする。デザインは無地とするが、ワンポイントは可とする。トレーナーなどの着用はできない。

③夏季略装（夏季略装期間 原則として6月初旬から前期終業式まで）

- ・本校指定のポロシャツと黒・紺のポロシャツ（マークは胸章の大きさまで）を着用できる。
- ・ブレザー、セーターまたはカーディガンの着用は各自の判断でよい。
- ・ワイシャツ、ブラウスを着用する場合、ネクタイ、リボンを着用する。
- ・夏季略装期間でも儀式や学校が指定する日は、正装とする。ただし、暑さの厳しい日においては、ブレザーの着用を強制しない。

④異装（やむを得ない場合や特別な事情がある場合）

- ・ケガ等によって制服を着用できない場合、異装届を担任に提出して学校指定ジャージで登校できる。
- ・風邪等で寒い場合、担任と教科担任に申し出てから防寒着を着用できる。

(3) サンドル、下駄、ハイヒールでの通学はしない。

(4) 体育時の服装は、本校指定ジャージとする。

(5) 校舎内では、本校指定の運動靴を履き、外靴との区別を明確にする。

5 情報モラルや情報機器の取り扱い

(1) 携帯電話、スマートフォンの使用可能場所は、原則、教室のみ。廊下、階段、トイレでの使用は禁止する。朝のSHR前、放課後は保護者等と連絡をとる場合のみ生徒玄関で利用できる。

(2) Instagram、BeReal、X（旧Twitter）などのSNS、インターネット上のあらゆるサイトに自分の個人情報を書き込まない。学校名、自分の氏名の他、学校名+ニックネーム+誕生日など、組み合わせで個人が特定される情報も書き込まない。

(3) 友人、他校の生徒についての個人情報や悪口をインターネット上に書き込まない。

(4) 振り込め詐欺などのトラブルに巻き込まれた場合は、相談しやすい大人や関係機関、教員等に相談をする。決して振り込んだり相手側に連絡を取ったりしない。

(5) ネットパトロールで、モラルに反する書き込みが発見された場合、その生徒は指導の対象となる。

(6) インターネット上で自分に対する嫌な書き込みがあった場合、仕返しをしたりせず

に、まずは相談しやすい大人や関係機関、教員等に相談をする。

- (7) 「死ね、消えろ、殺す」などの、他人の心を傷つける言葉をインターネット上で言わない。

6 自他の命を重んじる

- (1) 地震、津波、火災などが発生した時のために避難訓練に真摯な態度で臨む。
- (2) 薬物乱用防止、交通安全、性教育、がん教育を受ける機会を大切にする。
- (3) 自分の身は自分で守る、ということを忘れてはいけない。
- (4) 水難事故に気をつける。遊泳禁止区域に近づいたり遊んだりしない。
- (5) 緊急地震速報など、命に関わる速報が発表された場合、落ち着いて命を守る行動をとる。
- (6) 「死ね、消えろ、殺す」などの、他人の心を傷つける言葉を遣わない。
- (7) いじめはしてはいけない。
- (8) 困ったことがあれば、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに相談する。

7 通学マナーと交通ルール

- (1) 校門を通る（教員住宅側の道路は通らない。）。
- (2) 保護者等の送迎で登下校する際、車両運転者は校舎敷地内での交通事故に十分注意する。
- (3) 高校前バス停から学校への間は、必ず横断歩道を通行する。
- (4) 学校敷地内は歩道を通行する。
- (5) 公共交通機関を利用する際、自分の定期券を使用する。他人に定期券を貸さない。
- (6) 運転手の指示に従う。
- (7) 公共マナーを守り、お年寄りや体の不自由な人には席を譲る。
- (8) 騒いだり、周囲の人たちに不快感を与えたりしない。
- (9) バス停や駅を清潔に使用する。
- (10) 他校生徒とのトラブル等がないように努める。
- (11) 自転車の2人乗りや並走をしない。道路左側の路側帯を走行する。
- (12) 斜め横断をしない、一時停止を守る、など交通法規を遵守する。
- (13) 冬季期間など、自転車の使用が危険な場合は、総務・生徒指導部の判断で自転車通学を禁止する。
- (14) ながら運転はしない。

8 アルバイト

- (1) アルバイトを希望する生徒は、アルバイトガイダンスに参加する。
- (2) アルバイト先には必ず身分証明書を持参する。
- (3) 居酒屋、スナックでのアルバイトや危険を伴うアルバイトは許可しない。
- (4) 審議で認められないアルバイトは許可しない。
- (5) 帰宅時間（21時）を厳守し、それに間に合わないアルバイトは許可しない。
- (6) 定期考査期間（考査1週間前から）のアルバイトは一時禁止とする。

- (7) 成績不振、身だしなみの乱れ等、学校生活に問題がある場合はアルバイトを自粛させる。

9 許可・届出

【許可】

- (1) 校内に掲示する生徒会・部・その他の掲示物は、学校の許可を得る。
(2) 校内において配付ビラその他の配付物は、事前に学校に届け出て許可を得る。
(3) 休暇中に学校を使用する場合は、必ず教員の許可を得る。

【届出】

次の項目に該当する場合は、本校所定の様式で届け出る。

(1) 入室届

授業の開始に間に合わなかった場合は、職員室で入室届を受け取り教室に入室する。

(2) 部・外局等の対外行事(大会)等や合宿への参加に関するもの

①対外行事(大会)等:「生徒指導に関する規程、第12章 対外行事(大会)等への参加に関する規程、第9条」に依り届け出る。

②合宿:「生徒指導に関する規程、第13章 合宿規程、第3条」に依り届け出る。

(3) アルバイト許可願

アルバイトをする場合は、アルバイト許可願を総務・生徒指導部へ提出し、校長の許可を受ける。長期にわたってアルバイトをするものは、年度毎にアルバイト継続願を総務・生徒指導部へ提出し、校長の許可を受ける。

(4) 自転車通学届

自転車で通学しようとする場合は、町内外を問わず自転車通学届を提出し、番号を登録する。また、新しく自転車を購入した場合は新たに番号を登録する。

(5) 四輪免許については、別に定める規定による。

(6) 病気欠席が7日以上にわたる場合は、診断書の提出を求めることがある。

(7) 住所・保証人その他一身上に変化が生じた場合は、すみやかに担任に届け出る。

(8) 戸籍上の異動届・休学届・復学・転学・退学願等は定められた様式により届け出をする。

10 学校保健

- (1) 在学中は、定期健康診断を受けるとともに、臨時の健康診断も受けなければならないことがある。また、必要に応じて精密検査を受けなければならない。
(2) 高体連・高野連等の対外試合の出場選手は、予め健康診断を受けなければならない。
(3) 医師の診断書を添えて届け出た者は、学校生活について配慮されることがある。

附 則 この規程は、平成15年11月25日から適用する。

この規程は、平成19年4月6日から適用する。

この規程は、平成20年2月15日から適用する。

この規程は、平成20年4月7日から適用する。

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

この規程は、令和8年4月1日から適用する。

第8章 生徒会会則

第1節 総則

第1条 本会は、北海道天塩高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、北海道天塩高等学校全日制に所属する全生徒をもって組織する。

第3条 本会は、会員を主体とする学校を創ることを目的とする。ただし、そのために、
集団生活について自覚をすることと、常に向上心を持つことを心掛ける。

第4条 本会の活動の基盤は会員一人一人に存する。

第2節 生徒会組織機関

第5条 本会は、第3条の目的達成のため、下記の機関をおく。

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| (1) 生徒総会 | (2) 代議員会 | (3) 執行部 |
| (4) 議長団 | (5) 常任委員会 | (6) 臨時委員会 |
| (7) 選挙管理委員会 | (8) 天翔編集委員会 | (9) 部 |
| (10) 外局 | (11) 愛好会 | (12) クラブ |
| (13) ホームルーム | | |

第6条 代議員、執行部役員、常任委員、選挙管理委員は、それぞれ兼任することができない。

第7条 部、外局、愛好会、クラブは、別に定める「生徒会部・外局・愛好会等に関する規約」に従わなければならない。

第3節 生徒総会

第8条 生徒総会は、本会の最高議決機関とする。

第9条 生徒総会は、全生徒をもって構成され、全員が発言権を有する。

第10条 生徒総会での決議は出席者の過半数とする。ただし、必要定員数は全会員の3分の2以上とする。

第11条 生徒総会の開会および議事進行は、第6章に定める議長団によって行われる。

第12条 次の(1)から(6)までの議題については生徒総会での審議を経て決定されなければならない。

- (1) 生徒会活動基本方針
- (2) 予算、決算報告（中間報告を含む）およびその監査報告
- (3) 各常任委員会からの活動計画および反省
- (4) 会則等に関する決議
- (5) 部、外局、愛好会、クラブの設置や廃止に関する決議
- (6) 執行部役員の解任

第13条 定期生徒総会は5月と10月とする。

第14条 次の(1)から(3)に定める場合、議長団は14日以内に臨時生徒総会を開会しなければならない。

- (1) 会員の3分の1以上が連署の上、議長団に要求した場合。
- (2) 代議員会が開会の決議をした場合。

(3) 執行部が必要と認めた場合。

第4節 代議員会

第15条 代議員会は、生徒総会に準ずる本会の議決機関とし、各機関からの提案及び学校から委嘱された事項を審議、決定する。

第16条 代議員会は、ホームルームより選出された代議員2名、本会会長、第6章に定める議長団4名で構成される。

第17条 代議員会での決議は各ホームルームごとに1票を有するのみとし、全ホームルームの過半数を持って決議とする。

第18条 次の(1)、(2)に定めるとき、各委員長は代議員会に出席しなければならない。

(1) 議長及び会長の要請がある場合。

(2) 当該委員会からの提案がある場合。

第19条 代議員会は、執行部の要求もしくは1ホームルーム、1常任委員会からの要求があるとき、議長団がこれを招集する。各ホームルーム最低1名の出席を必要とし、代理は認めない。1ホームルーム以上の欠席の場合は、中止または延期とする。

第20条 代議員の選出は、4月上旬及び10月上旬の2期とする。ただし、再選を妨げない。

第21条 会員は、議長団の許可を得て、代議員会を傍聴することができる。ただし、傍聴者はいかなる場合も発言権、議決権はない。

第5節 執行部

第22条 執行部は、生徒総会及び代議員会で決定した事項を執行する機関とする。

第23条 執行部は以下に定めるように最小で5名の役員で構成される。ただし、別に立候補者のある場合、副会長、書記長、会計長を各2名とし、最大8名とすることができる。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

(3) 書記長1名

(4) 会計長1名

(5) 渉外担当1名

第24条 執行部役員は別に定める選挙管理規程により選挙され、任期は1年とする。また再選を妨げない。

第25条 役員の任務については、以下に示すとおりとする。

(1) 会長は、本会及び執行部を代表し、各機関の決定に従って業務を遂行し、生徒会活動全体に通暁する。また、生徒会役員選挙で立候補者が出ず、欠員が出た場合、生徒会長は執行部役員を生徒会員の中から指名し、代議員会で承認後、これを任命することができる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときその任務を代行する。また、各ホー

ムルームに助言を行い、連絡、調整にあたる。

(3) 書記長は、執行部内の議事録および生徒総会、代議員会での記録文書を管理する。
また、それらを随時、会員に報告する。

(4) 会計長は、予算、決算に関わる事務、および生徒総会での報告を行う。また、本会の会計に関する提案を行うことができる。

(5) 渉外担当は、各部、外局、愛好会、クラブに助言を行い、連絡調整にあたり、部・局長会議の議長を務め、会議の内容、結果を会員に報告する。また、各常任委員会および天翔編集委員会を含むその他の委員会に助言を行い、連絡、調整、編集作業にあたる。

第26条 執行部役員の解任は、次の(1)から(3)の場合に認められる。

(1) 全会員の3分の1以上の連署によって要求され、生徒総会で決議された場合。

(2) 本人が辞意を表明した場合。

(3) 転学・退学した場合。

第27条 執行部役員に欠員が生じた場合は、14日以内に補充選挙を行い、その任期は前任者の残任期間とする。ただし、立候補者がいない場合、生徒会長が執行部役員を生徒会会員の中から指名し、代議員会で承認後、これを任命することができる。

第6節 議長団

第28条 議長団は、生徒総会、代議員会における議事進行、採決、記録、また、本会の会計監査を行う。

第29条 議長団は、第26条に定める事項について、会員にその報告をしなければならない。

第30条 議長団は定員を4名とし、前期においては2、3年生、後期においては1、2年生から選出し、会長がこれを任命する。また、再選については、これを妨げない。

第31条 議長団は、第28条の任務を遂行する立場であるため、できるだけ中立な立場が望ましいが、人員の確保が難しい場合は、各常任委員（常任委員長は不可）、選挙管理委員、天翔編集委員から選出することができる。

第7節 常任委員会

第32条 常任委員会は、執行部と連携して自治的活動を行う執行機関とする。

第33条 常任委員会の名称および機能は以下に定めるとおりとする。

(1) 生活保健委員会

校舎内外の美化と生徒の良識ある健全な生活の維持と更なる向上を目指す。

(2) 体育委員会

体育的行事全般にわたってその企画及び運営を行う。

(3) 図書委員会

図書室の管理および図書の貸出しに関わる業務を行う。

第34条 各常任委員会の委員は、各ホームルームより選ばれた代表2名で構成され、委員の互選により正、副委員長を決定する。ただし、必要に応じて代表は増員すること

ができる。

第35条 各常任委員の選出は、4月上旬及び10月上旬の2期とする。ただし、再選を妨げない。

第36条 各常任委員会は、その部門における活動計画をたて、代議員会と生徒総会の議決を経て執行する。

第8節 臨時委員会

第37条 臨時委員会は、必要に応じて設置される期間限定の執行機関とする。

第38条 臨時委員会の設置は、生徒総会、または代議員会で決定される。

第39条 臨時委員会の正・副委員長は、委員会設置時に、委員の互選により決定する。

第40条 臨時委員会の募集及び、第1回目の召集は、会長が行う。

第9節 選挙管理委員会

第41条 第5章に定める執行部役員の選挙を管理する機関として、選挙管理委員会を設置する。

第42条 選挙管理委員は各ホームルームより選ばれた代表1名の委員で構成され、委員の互選により正、副委員長を決定する。

第43条 選挙管理委員は、執行部役員選挙に立候補することができない。

第10節 天翔編集委員会

第44条 生徒会誌「天翔」を編集、製作する機関として、天翔編集委員会を設置する。

第45条 天翔編集委員会は、各ホームルームより選出された1名以上の委員により構成され、委員の互選により正、副委員長を決定する。

第46条 天翔編集委員の任期は4月より「天翔」完成までとする。

第11節 部

第47条 部は会員の意志により選んだ、自由で自主的な活動を通して、会員の心と技術の向上を計ることを目的とする団体とする。

第48条 会員は全ての部の中から1部を選ぶことができる。ただし、重複して所属することはできない。

第49条 部は生徒会諸活動に協力する。

第50条 部の活動については、別に定める「生徒会部・外局・愛好会等に関する規約」に示すとおりとする。

第12節 外局

第51条 外局は部の目的に準じ、各機関の要請によって生徒会諸活動に協力する団体とする。

第52条 会員は部に所属するしないにかかわらず1外局を選ぶことができる。

第53条 外局の活動については、別に定める「生徒会部・外局・愛好会等に関する規約」

に示すとおりとする。

第13節 愛好会

第54条 愛好会とは、部への昇格を目指す団体とする。

第55条 愛好会は、予算を申請することができない。

第56条 会員は、他の所属に関わらず、愛好会に所属することができる。

第57条 愛好会の設置・活動については、別に定める「生徒会部・外局・愛好会等に関する規約」に示すとおりとする。

第14節 クラブ

第58条 クラブは会員が自由な意思により組織し、校内で活動する団体とする。

第59条 クラブは、予算を申請することができない。

第60条 会員は他の所属にかかわらず、クラブに所属することができる。

第61条 クラブの設置・活動については、別に定める「生徒会部・外局・愛好会等に関する規約」に示すとおりとする。

第15節 ホームルーム

第62条 ホームルームは、代議員及びその他必要な委員を選出する。

第63条 ホームルームは、代議員会で決定される事項についての審議を行い、代議員にその意思を委ねる。

第16節 選挙

第64条 執行部役員の選挙の詳細については、別に定める「生徒会選挙管理規程」による。

第17節 会計

第65条 本会の諸経費は入会金、会費、寄付金、臨時会費その他の収入による。

第66条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第67条 本会の会費は、年額20,400円とする。また入会金は1,000円とし入会の時納入する。なお年度途中の入退会者の会費は、在籍月数に応じたものとする。

第68条 会長は必要があるときは、代議員会及び校長の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

第69条 生徒総会における監査報告は、議長団がこれを行う。

第70条 その他会計に関しては、別に定める会計細則による。

第18節 補則

第71条 本会則の改正は、次の（１）から（３）に定める場合に発議され、代議員会の過半数の決議をもって執行部で改正案を作成する。その後、代議員会での審議を経て、生徒総会での承認を必要とする。

- (1) 執行部が必要と認めた場合。
- (2) 代議員会で1ホームルーム以上の要求があった場合。
- (3) 会員の3分の1以上が連署の上、要求した場合。

第72条 本会の活動および決定事項は、学校長の承認を得なければならない。

附 則 本会則は、平成18年10月25日より施行する。
本会則は、平成20年5月12日より施行する。
本会則は、平成21年11月17日より施行する。
本会則は、令和3年4月1日より施行する。
本会則は、令和4年4月1日より施行する。
本会則は、令和5年6月1日より施行する。
本会則は、令和8年4月1日より施行する。

第9章 生徒会選挙管理規程

第1節 総則

第1条 本規程は、生徒主体の理念に基づき、選挙が公明かつ公正に行われることを目的とする。

第2条 本規程は生徒会執行部役員選挙について適用する。

第2節 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は、本規程の定める選挙を行うために以下の事務を行わなければならない。

- (1) 告示
- (2) 候補者の管理
- (3) 投票・開票の管理
- (4) 当選の通知
- (5) その他選挙に関する事項

第4条 委員は各ホームルームより1名選出され、代議員・執行部役員及び議長団と兼ねることができない。

第5条 委員は選挙の公平さを著しく損害した場合は辞任し、各ホームルームは直ちに代理を選出しなければならない。

第6条 委員会の召集は委員長が行うこととする。また3分の1以上の委員による請求があったとき、委員長はこれを召集しなければならない。(ただし、第1回目の召集は生徒会長が行う。)

第7条 委員会の必要定員数は、委員の3分の1以上とする。

第8条 委員会の決議は出席委員の過半数とする。

第3節 期日

第9条 執行部役員の任期満了による選挙は、9月中に行う。

第10条 選挙日・投票所・立候補者の告示は、選挙日の1週間前に行う。

第4節 候補者

第11条 立候補の届出書には、立候補者・責任者・10名以上の推薦者の氏名・学年・組を記載する。

第12条 以下の者は立候補することができない。

- (1) 休学中の者（停学中も含む）
- (2) 任期満了後の選挙の場合、3年に在籍の者
- (3) 選挙管理委員

選挙管理委員で立候補しようとする者は、届け出前に職を辞さなければならない。また、補充選挙の場合、生徒会役員が別の職に立候補しようとする者は、1度その職を辞さなければならない。

第13条 候補者を辞するときは、理由を文書にて、選挙日前日までに選挙管理委員長に提出しなければならない。

第5節 選挙運動

第14条 選挙運動は、選挙日・候補者・投票所の告示の日から選挙日の前日までとする。

第15条 選挙運動に使用するポスターについては以下に従う。

- (1) 3枚以上の作成を義務とする。
- (2) 用紙は委員会から配布されたものに限る。
- (3) 選挙に対する意欲が見られる内容とする。

第16条 前条に違反すると選挙管理委員会が認めた物は、これを撤去する。

第17条 候補者は個人演説を行う権利を有し、行う場合は選挙管理委員の指示に従う。

第18条 候補者は、選挙日において立会演説を行うことを義務とする。

第6節 投票

第19条 選挙は投票により行い、会員はそれぞれ1票の権利を有する。

第20条 投票は選挙管理委員と教員1名以上が出席する上で行う。

第21条 投票用紙は選挙日、投票所において選挙人に交付するものとする。

第22条 投票当日投票所に不在の者は棄権とみなす。

第23条 投票所において選挙管理委員が好ましくないとした者は、委員が所外に退出させることができる。

第7節 開票

第24条 開票は選挙管理委員と教員1名以上が出席する上で行う。

第25条 以下の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 1票中2名以上を記載したもの
- (3) 候補者の誰に投票したものか確認できないもの

(4) その他のものについて疑義のある場合、その投票の有効・無効は委員と立会教員の協議によって決定する

第26条 選挙管理委員は、得票数と委員・立会教員の氏名を記載した開票録を作り、かかる生徒会役員の任期中、執行部が保存する。

第8節 当選者

第27条 有効投票中5分の2以上の得票をもつ最高得点者を当選者とする。

第28条 5分の2以上の得票を有する者がいない場合は、最多数を得た2名をもって開票日より1週間以内に決選投票を行う。

第29条 決選投票の結果得票数が同じである場合は、再度決選投票を1週間以内に行う。

第30条 届け出の候補者が1名、あるいは候補者の辞退により1名となった場合には、信任投票を行い、有効投票中過半数の信任を得た者を当選者とする。

第31条 当選者が決定した場合は、委員会は直ちにその結果を学校長・当選者・全校生徒に通知する。

第32条 当選者の当選効力は、任期満了選挙の場合10月1日からとする。ただし、補充選挙の場合決定告示があった日からとする。

第10章 生徒会部・外局・愛好会等に関する規約

第1節 総則

第1条 本規約は北海道天塩高等学校生徒会部・外局・愛好会等に関する規約と称する。

第2条 本規約は、生徒会会則の規定に基づき、各部・外局・愛好会等が、生徒主体の活動をし、互いに平等であり、諸事の混乱を防ぐことを目的とする。

第2節 部・局長会議

第3条 部・外局活動は部・局長会議で決定されたことに必ず従わなければならない。

第4条 部・局長会議は各部・局長・愛好会会長をもって構成される。議長は執行部役員の渉外担当が務める。ただし、愛好会会長に議決権はない。

第5条 定例会は月1回行うこととする。臨時会は1つ以上の部・外局または執行部、代議員会からの要求があった場合、議長はこれを召集しなければならない。

第6条 部・局長会議での議題は以下の内容とする。

- (1) 活動報告
- (2) 予算案作成・決算報告
- (3) 各部間の諸問題
- (4) その他必要な事項

第7条 議決方法は全会一致とする。

第8条 会議における部・局長の報告や発言は、当該部・外局内での話し合いを経た後になされなければならない。

第9条 各部・局長、愛好会会長は会議のために活動報告書を提出し、その後部内で保存しなければならない。

第10条 生徒から傍聴の要望があった場合それを認めるが、発言権、議決権はない。

第3節 活動

第11条 部・外局・愛好会等の校内での活動時間は、原則として18時30分までとする。

第12条 原則として定期考査1週間前より考査終了まで活動中止とする。

第13条 活動の際、使用する器具・場所の管理は顧問の責任の下適切に行うこと。

第4節 部・外局運営費

第14条 各部・局に対し、運営費（物品等購入費）として部・外局費を支給する。

第15条 各部・外局は、部・外局費の予算の希望額を前期生徒総会前の部・局長会議で提出する。

第16条 予算案は、部・局長会議で審議され、生徒総会で承認されたのち、学校長の承認を経て決定される。

第17条 各部・外局会計は、部・局長会議での活動報告書に運営費の使途を必ず記入し、管理する。

第18条 部・外局費については、9月の定例会において中間報告を行い、後期生徒総会で執行部会計から報告される。

第19条 各部・局が対外行事(大会)等に参加する際には旅費の一部を補助する。
（「部活動に係る経費支出基準(生徒用)」参照）

第5節 廃部・局

第20条 部・外局の廃止（または存続）は、部員がいない、もしくは活動していないと確認された場合に部・局長会議で発議・審議を行い、生徒総会で決議されたのち、職員会議での学校長の承認を経て決定される。

第6節 愛好会

第21条 愛好会の設置を希望する際には、代表者が、執行部に会長・会員の学年・氏名と顧問教員の氏名、設置の動機を書いた文書を提出する。

第22条 愛好会の設置は、代議員会で発議・審議し、生徒総会で決議されたのち、学校長の承認を経て決定される。

第23条 愛好会の設置に必要な人数は、代表者を含めて3名以上とする。

第24条 愛好会は運営費を生徒会に申請することができない。

第25条 部への昇格は、少なくとも1年以上継続した愛好会活動を必要とする

第26条 部へ昇格する際の会員数は団体登録を必要とする部門の場合には、最低限登録人数以上、個人登録が可能な部門の場合には、3名以上を必要とする。

第27条 昇格に関しては、その愛好会の会長が申請の理由、会員・顧問教員の名簿、それまでの活動内容、これからの活動計画を議長団に提出し、第21条・第22条と同様の手続きを経て決定される。

第28条 活動していないと判断された愛好会は、部・局長会議で廃止が発議され、審議を経て生徒総会または代議員会で決定される。

第29条 部が部員減により、団体登録名を必要とする部門の場合には最低登録人数の半数未満、個人登録が可能な部門の場合には3名未満になった場合、愛好会への降格を部・局長会議で決定することができる。

第30条 部員減により、降格した愛好会に対しては、団体登録を必要とする部門の場合には、最低登録人数の半数以上、個人登録が可能な部門の場合には3名以上になった場合、その時点で部への昇格を部・局長会議で決定することができる。

第7節 クラブ

第31条 クラブの設置を希望する際には、代表者が、執行部にメンバーの学年・氏名と顧問教員の氏名、設置の動機を書いた文書を提出する。

第32条 クラブの設置は、代議員会で発議・審議し、生徒総会で決議されたのち、学校長の承認を経て決定される。

第33条 クラブの設置に必要な人数は、代表者を含めて3名以上とする。

第34条 クラブは運営費を生徒会に申請することができない。

第35条 活動していないと判断されたクラブは、部・局長会議で廃止が発議され、審議を経て生徒総会または代議員会で決定される。

第8節 外局

第36条 外局の設置を希望する際には、代表者が、執行部にメンバーの学年・氏名と顧問教員の氏名、設置の動機を書いた文書を提出する。

第37条 外局の設置は、代議員会で発議・審議し、生徒総会で決議されたのち、学校長の承認を経て決定される。

第38条 外局の設置に必要な人数は、代表者を含めて3名以上とする。

附 則 本会則は、平成18年10月25日より施行する。

本会則は、平成21年11月17日より施行する。

本会則は、平成22年4月8日より施行する。

本会則は、平成22年11月18日より施行する。

本会則は、令和3年4月1日より施行する。

本会則は、令和4年4月1日より施行する。

本会則は、令和8年4月1日より施行する。